

日時：平成 27 年 3 月 20 日

於：富山県民会館 4 0 1 会議室

第 30 回富山県地方港湾審議会議事録

富山県土木部港湾課

第30回富山県地方港湾審議会 議事録

- 1 日 時 平成27年3月20日(金) 14:00~14:45
 2 場 所 富山県民会館401会議室
 3 内 容 伏木富山港港湾計画の軽易な変更について
 4 委員出席者 18名

区 分	氏 名	役 職 名
学識経験のある者 7名	◎ 三 橋 郁 雄 雨 宮 洋 司 山 田 真由美 欠 大久保 敦 尾 久 彩 子 欠 三 好 永貢子 山 本 暁 子	(公財)環日本海経済研究所(ERINA)特別研究員 富山商船高等専門学校名誉教授 (一財)北陸経済研究所主任研究員 日本貿易振興機構富山貿易情報センター所長 ㈱景観デザインLeaf's代表取締役 高岡市商工会議所女性会副会長 富山県消費者協会常任理事
港湾関係者 7名	針 山 健 二 正 村 靖 金 尾 雅 行 神 田 修 二 欠 森 本 太 郎 代 鴨 頭 明 人 代 内 島 正 義	伏木海陸運送㈱社長 日本通運㈱富山港支店長 富山港湾運送㈱社長 伏木水先区水先人会会長 富山県漁業協同組合連合会代表理事会長 全日本海員組合北陸支部長 全日本港湾労働組合日本海地方伏木支部執行委員長
関係市町村の長 4名	代 森 雅 志 代 高 橋 正 樹 代 夏 野 元 志 欠 澤 崎 義 敬	富山市長 高岡市長 射水市長 魚津市長
国の地方行政機関 の職員 4名	代 後 藤 真 一 代 野 田 徹 代 徳 永 泉 福 島 武 人	財務省大阪税関長 国土交通省北陸地方整備局長 国土交通省北陸信越運輸局長 海上保安庁第九管区海上保安本部伏木海上保安部長

◎は会長、代は代理出席、欠は欠席

- 5 事務局 林土木部長
 港湾課：神埜課長、河主幹、大西課長補佐(司会)、多知課長補佐 ほか

6 審議経過

開会 (司会)	<p>ただ今から第30回富山県地方港湾審議会を開催いたします。</p> <p>はじめに、港湾管理者を代表いたしまして林富山県土木部長よりご挨拶を申し上げます。</p>
挨拶 (土木部長)	<p>土木部長の林でございます。</p> <p>本日は、第30回富山県地方港湾審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方におかれましては年度末の大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃より、本県の港湾行政をはじめといたしまして、県政の推進に格別のご支援、ご協力をいただいておりますことを、厚く御礼を申しあげます。</p> <p>さて、伏木富山港でございますけれども、ご承知のとおり、平成23年11月に、日本海側の「総合的拠点港」ということで選定をされたほか、「国際海上コンテナ」、あるいは「国際フェリー・国際RORO船」、そして「外航クルーズ」の3つの機能別拠点港にも選定されているところでございます。県では、名実ともに日本海側の「総合的拠点港」となりますよう、各種施設整備に取り組んでいるところでございます。</p> <p>こうした中、伏木富山港の施設整備につきましては、伏木地区の伏木外港や新湊地区の多目的国際ターミナル、そして、日本海側の最大級の斜張橋でございます新湊大橋、あるいは富山地区の富岩運河などの整備を進めているところでございます。</p> <p>このような取組みを行っているわけでございますが、平成26年のコンテナ取扱個数につきましては、対前年比7%伸びまして2年連続で過去最高となりまして、8万2千TEUを記録しております。そうしたことで、2年連続で過去最高となっているなど、貨物の取扱量も年々伸びているところでございます。</p> <p>また、外航クルーズにつきましても、ご存知のとおり一昨年には、アジア最大級の「ボイジャー・オブ・ザ・シーズ」が入港したところでございますし、昨年は「ダイヤモンド・プリンセス」が入港したところでございます。また、今年も5月に、この2隻が入港する予定となっているところでございます。</p> <p>県としましては、昨年10月には、富山湾が「世界で最も美しい湾クラブ」に登録をされました。これは、世界中で38しか登録されていないわけでございますが、その37番目ということで登録をされたわけでございます。日本では、一年前に松島湾が登録をされてございまして、2番目ということで日本海側では初ということでございます。また、先週3月14日には北陸新幹線が金沢まで開業をいたしました。こうした、いろんなことを含めまして観光の誘致あるいは富山湾を活用したマリンスポーツといったものにも積極的に取り組んで、また、伏木富山港の活性化にもつなげていきたいというふうに思っているところでございます。</p> <p>本日ご審議をしていただく内容につきましては、伏木富山港の、いろいろそういった情勢の変化を踏まえた変更でございます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、それぞれご専門の立場で、技術的なご見</p>

	<p>地等で審議をしていただきたいと思っところでございます。忌憚のないご意見を賜ればというふうに思っております。</p> <p>簡単ではございますが、本日の開会の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。</p>
配付資料確認 (司会)	<p>続きまして、本日の配付資料のご確認をさせていただきたいと思ます。</p> <p>お手元に配付資料一覧がございますので、すべて揃っているか、ご確認をお願いいたします。</p> <p>資料は、審議会次第、委員名簿、座席表、資料1から資料6、その他に、PORT of FUSHIKI-TOYAMAのパンフレットでございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
部長退席 (司会)	<p>委員の皆様には申し訳ございませんが、林土木部長につきましては、業務の都合上、これで退席をさせていただきますので、どうかよろしくお願いたします。</p>
(土木部長)	<p>どうか、よろしくお願いたします。</p>
(司会)	<p>それでは議事に入りますが、議長は会長が務めることとなっております。</p> <p>三橋会長さま、よろしくお願いたします。</p>
会長挨拶 (会長)	<p>三橋でございます。</p> <p>今日は、第30回富山県地方港湾審議会ということで委員の皆様よろしくお願いたします。</p> <p>当審議会は、日本海側の総合的拠点港として選定されている伏木富山港の重要事項を審議するという、重要な役割を担っております。</p> <p>本日は、伏木富山港の軽易な変更につきまして、知事から諮問されてございます。</p> <p>委員の皆様方もご承知のとおり、伏木富山港は、富山県の産業、経済並びに県民の生活に、非常に大きな影響を及ぼすという機能を持っておりますので、皆様のお考えをいただきながら、審議を進めてまいりたいと思ます。</p> <p>どうかこの審議会が円滑に運営できますよう、皆様方のご協力をお願い申し上げます。</p>
定足数確認 (会長)	<p>それでは、これから議事に入りますが、その前に、本日の委員の出席数が定足数に達しているかどうかの確認を行います。事務局からお願いたします。</p>
(司会)	<p>本日は、18名の委員の皆さまのご出席をいただいております。全委員数22名の過半数であり、定足数に達していることをご報告いたします。</p>
議事録署名委員指名 (会長)	<p>ありがとうございます。ただいまの事務局の報告のとおり、定足数に達しておりますので、本会議は成立してございます。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員でございますが、大変恐縮ではございますが</p>

私の方からお願いをいたしたいと思います。
ご面倒ではございますが、雨宮委員、それから尾久委員のおふた方をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(一同) (異議なし)

議題提示
「軽易な変更」
(会長) ありがとうございます。
それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。
本日の議題であります「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」につきまして、知事から諮問がまいっております。この諮問書につきましては、事務局より朗読するようにお願いいたします。

諮問朗読
(事務局) それでは、お手元の資料ナンバー1をご覧ください。諮問書の写しでございます。朗読いたします。
港第38号 平成27年3月13日
富山県地方港湾審議会 会長 殿
伏木富山港港湾管理者の長
富山県知事 石井 隆一
伏木富山港港湾計画の変更について (諮問)

伏木富山港港湾計画の変更について、港湾法第3条の3第3項の規定により貴審議会の意見を求めます。
以上でございます。

内容説明請求
(会長) ありがとうございます。
それでは、ただいまから「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」について、ご審議をいただきたいと思います。
まず、「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」についての説明を事務局からしていただきます。よろしくお願いいたします。

内容説明
(事務局) 県の港湾課長をしております、神埜でございます。今日は、おつかれさまでございます。これから、変更内容についてご説明させていただきます。大変失礼ではございますが、座って説明させていただきます。

お手元に、資料2、資料3、資料4が準備してございます。
資料3は、港湾法上、位置づけられております、港湾計画の変更書でございます。これが法定の書類ということになっております。この資料3を補足する説明資料が資料4ということになっております。資料4の中から掻い摘んで、前方のパワーポイントを作っております。それがお手元にあります、資料2でございますが、これに基づいて、変更の内容についてご説明させていただきます。後ほど、資料3の内容についても補足説明させていただきたいというふうに思っております。
それでは、よろしくお願いいたします。

前方のスクリーンに映してございますのが、港湾計画の変更の区分ということでございますが、そもそも、港湾計画とは何かということでございますが、改訂のところに書いてございます、

①港湾の開発、利用及び保全等の方針

②港湾の取扱貨物量等の港湾の能力

③港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置

こういったものを定めることが、港湾計画ということでございまして、こういった内容が何らかの形で変更を伴うという場合には、変更の手続きを取るということになっております。

変更には、左側にありますとおり、3通りございます。一つは「改訂」、一つは「一部変更」、そして「軽易な変更」ということになっております。

本日は、「軽易な変更」に該当するわけでございますが、この3つの違いですが、「改訂」というのは、文中にありますとおり、著しくという、抽象的な表現ですが、いろいろな社会的情勢ですとか、諸々を勘案して、他の計画にも影響を及ぼすようなときには、「改訂」という作業を伴うであろうと認識しています。それから、「一部変更」は、定量的に数値が出ておまして、例えば、土地利用計画の変更の面積が20ヘクタール以上ですとか、あるいは水深が12m以上ですとか、こういった形で定量的なものが出ております。これらの基準に満たないものが、すべて「軽易な変更」という形になるということでございます。

「軽易な変更」を行う場合の作業フローでございまして、一番上にございます、港湾管理者の計画策定、これが本日、お諮りしております内容でございますが、この計画を策定するにあたりまして、国土交通省あるいは関係機関と調整を行いまして、本日の計画を策定いたしております。

この計画を、本日の審議会でございます、地方港湾審議会に諮問いたしまして、今日、答申いただくという形になります。

本日、ご答申いただいた結果を、このフローに従いますと、これは「軽易な変更」でございますので、港湾管理者から国土交通省のほうへ送付することになります。送付いたしますと、港湾計画を公示するという手続きに入ることになります。

こういった形の手続きで、本日の「軽易な変更」について進めさせていただくということになります。

それでは、本日の変更の内容について、ご説明いたします。

3点ほどございます。スクリーンでは、今回変更する場所を示してございます。伏木富山港というのは、西から、伏木地区の伏木港、それから越ノ潟から開発され、富山新港と言われる新湊地区、それと一番東側の、富山地区の富山港、3港を合わせての総称で伏木富山港というふうに呼んでおります。

このうち今日、変更に資するものが、新湊地区で2箇所、それから富山地区で1箇所、この3箇所について変更を行いたいというものでございます。

1点目の変更、新湊地区でございます。

前方のスクリーンは、最近の新聞記事を示してございますが、北陸電力さ

んの方で、現在、富山新港にあります火力発電所の発電設備で、石炭火力の1基をLNGに転換する工事が展開されております。本体工事は、13日に着工いたしまして、これから本格的に工事に入るとのことでございます。

これに伴いまして、こちらの方に富山高専の練習船の実習場がございますが、LNG船は、海から入ってまいります。これは液化天然ガスを運んでくるわけですが、ここの船の出入りの際に、実習施設の支障になり使えなくなるということがございましたので、北陸電力さんはこの実習施設をこちらの方に移設して補償を行うということになったわけでございます。

この富山高専の練習船の実習施設を移転するにあたっての、今回、変更ということでございます。

写真で説明を申し上げますと、こちらの青い円のところから、赤い円のところへ場所を移転するというものでございます。

これが主な変更の内容でございます。

こちらが移転先でございますが、現在の計画では、交流厚生用地と書いてございますが、これは、以前に北陸電力さんがLNG発電施設の計画を立てた際に、実習施設が支障になるということで、ここに交流厚生用地ということで実習場が立つ用途に変更しておりました。

今回は、ここに新たに掘り込んで水面を作ったり、係留施設を作ったりしますので、そういったものを新たに港湾施設として位置づけようということでございます。

まず、こちらの海に面している岸壁でございますが、現在は、水深6メートルから8メートルで240メートルの岸壁がこちらにございますが、この一部を水深5.5メートルで、延長150メートルの岸壁に切り替えたいということです。これは、ここに停泊する練習船の大きさに合わせて水深を変更しようというものでございます。既存の240メートルが、一部90メートルのものと、新たに水深が浅い150メートルのものに切り替わるというものでございます。

それから、この内側でございますが、この内側に、新たに船が着く係留施設である物揚場を整備するわけですが、深さ2.5メートルのもので、93メートルが上側でございます。それから下側が、深さ同じ2.5メートルで、102メートルの物揚場を整備するというものでございます。

この1.4ヘクタールの交流厚生用地である陸地から、一部が、水面と物揚場に切り替わりますので、0.4ヘクタール面積が減るということで、交流厚生用地1.4ヘクタールが1ヘクタールに切り替わっているというものでございます。

新たに、こちらの方に、水面の泊地ができます。陸地を0.4ヘクタール掘り込んで、水深2.5メートルの泊地をつくります。その南側に、ここは元々水面だったわけですが、面積0.2ヘクタールで、水深2.5メートルの泊地をつくるということでございます。

下の図が拡大図で分かりやすいかと思いますが、船が下の方から入ってくるわけですが、練習船の大きさに合わせまして、水深2.5メートルの泊地と物揚場を整備するという計画でございます。

それから、こちらの方に、工業用地ということで、0.8ヘクタールがございます。

これは、東水路奥の南側には、新堀川という川が流れこんでおり、この川

から土砂が運ばれ、この辺りで土砂が堆積しておりまして、船が入っていくために、少し浚渫しなければならなくなったということで、その浚渫土砂をここに埋め立てようということです。埋め立てたところについては、工業用地に使うということで、掘削した土砂を埋め立てるために土地を編み出ししております。これが、0.8ヘクタールということでございます。

こちらが現状でございまして、このように海と陸地になっておりました。ここが先ほどのご説明で交流厚生用地とお伝えしたところですが、ここを掘り込みまして、このような海の状態にしております。ここに物揚場の岸壁をつくったということと、こちらの岸壁の、水深の計画を変えたということです。それと、こちらに、うっすらと矢板の跡がありますが、ここは既に埋立ては終わっておりまして、ここが工業用地の0.8ヘクタールになったところなんです。

一点目の変更につきましては、以上でございまして、北陸電力さんのLNG化に伴った富山高専の実習施設の移転に関しての変更でございまして。

次に、二つ目でございまして、同じ新湊地区でございまして。

これは、スクリーンで言いますと、右側の図面で、廃棄物処理用地と書いてございまして、こちらは、北陸電力さんの石炭火力発電所から出てきます、石炭灰を埋め立てて処理をしていた土地でございまして、この土地の一部を使って有効利用をして、県の企業局がメガソーラ発電をしようという計画がございまして、そのメガソーラ発電の用途に合わせて用途変更をするというものでございまして。この区域につきましては、工業用地として8ヘクタールございまして。既存の廃棄物処理用地26.5ヘクタールから、8ヘクタールを工業用地に変更しようというものでございまして。これが二つ目の変更点でございまして。

スクリーンは、現地の写真でございまして、こちらの方がまだ水面でございまして、廃棄物処理用地ということで用地がございまして。今回、工業用地に変更しようというのが、この赤で囲んだ部分でございまして。

それでは続きまして、3点目の変更にまいります。こちらは、富山地区の変更でございまして。左側が現状でございまして、右側に、今回計画するというものでございまして。

左側の既定計画の中で、ハッチがかかっております部分、これがまだ未整備の緑地でございまして。それから、塗りつぶされているところは、整備済の緑地でございまして。図面では、未整備のもの、整備済のもの、それから、未整備のものということで、0.5ヘクタール、0.6ヘクタール、それから0.2ヘクタール、合計1.3ヘクタールの将来的な緑地計画とした用地があるというものでございまして。

これを右側の今回計画に変更するわけでございまして、今、緑地計画をしているこちらの方には、現在、富山港の方で、荷役作業をしていただいている業者の休憩施設である福利厚生施設がございまして。ここはまだ、緑地として整備されておられませんので、民地の上に建っております。この福利厚生施設が、40年以上経ちまして、非常に老朽化しているということで、今回、建替え整備を行いたいというふうな話がございました。

これにつきましては、富山港で働いていただいている労働者の方々の福利

厚生施設でもあるということも踏まえまして、今回、妥当ではないかという判断で、緑地計画の一部を、このような福利厚生施設が立地しても良いような港湾関連用地へ変更したいというものでございます。

元々は緑地という目的で、この背後の住宅地とこちらの埠頭用地との緩衝ということでの役割を示しているということでございますが、それを、このような建物を建てて良いのかというふうな議論も、一方であるかと思いますが、先ほど申し上げましたように、富山港に従事する労働者の福利厚生施設であることがまず一点。それから、当該施設が騒音とか振動とか、そういうものを発生させるような施設ではない。そういう施設が建ったとしても、緑地の効用を侵すことはないであろうという判断。それと、もう一点は、何よりも、こういった計画に対して、緑地の効用を受ける背後の地元の方々が同意をしておられるという3点で、今回、港湾管理者としても止むを得ないだろうということで、認めるということになったわけでございます。これに伴う、緑地から港湾関連用地への変更というものでございます。

以上、3点が変更の内容ということでございます。

変更の内容については以上ですが、法定の図書の方でも、少し簡単にご説明させていただきます。

今ほどご説明いたしました内容が、計画図書になるとどういうふうになるか、これは資料3の方をご覧ください。

1 ページ目をめくっていただきますと、これまでの港湾計画の変更の経緯を示してございます。

大きな変更は、改訂というものが、平成11年にございまして、その後、平成14年から26年にかけて、一部変更と或いは軽易な変更ということで、こういった経緯をたどっております。ご覧になってわかるとおり、平成14年の7月、或いは平成17年の3月、或いは24年の3月に、交通政策審議会と書いてございますが、これは、国土交通省の諮問機関で、いわゆるこの交通政策審議会にかかっているこの3回が、一部変更と呼ばれるものでございます。あと、残りのものはすべて、軽易な変更でございます。こういった経緯で、これまで来ています。

1枚めくっていただきまして、目次がございまして、これも、決められたとおりの表示になってございます。

一枚めくっていただきますと、変更理由でございまして、今ほど、前面のパワーポイントでご説明させていただいた内容が、このような表現にかかわることによってございまして、順番に読み上げさせていただきますと、

1. 練習船係留施設等の移転のため、新湊地区において、専用埠頭計画、水域施設計画、小型船だまり計画、土地利用計画を変更する。
 2. 土地所有者の土地利用要請に対応するため、新湊地区において、土地造成及び土地利用計画を変更する。
 3. 海面処分用地への立地計画に対応するため、新湊地区において、土地利用計画を変更する。
 4. 土地利用需要の変化に対応するため、富山地区において、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。
- という表現になります。

1枚めくっていただきますと、2ページ目でございます。

港湾施設の規模及び配置ということで、1-1が先ほど申し上げました、新湊地区の富山高専の練習船の係留施設を移転するために埠頭計画を変更するというものでございまして、括弧の中に既設というふうでございます。これが、先ほどご説明した、既設の岸壁で、水深6メートルから8メートル、延長240メートルでございます。これのうち、150メートルを新規計画として、水深5.5メートルにします。それと、残った90メートルは、既設の変更計画という書き方になっています。これが、1-1でございます。

2-1、新湊地区の泊地でございますが、先ほどの岸壁に接している前面の泊地は、現在、水深6メートルから8メートルの泊地になっているわけですが、こちらの岸壁を水深5.5メートルの岸壁に変更いたしましたので、それに伴って、前面の泊地の深さも変わるというものでございます。泊地が6メートルから8メートルのものから、一部、こちらの岸壁に接するところにつきましては、5.5メートルの泊地に変わるというものでございます。

次は、3ページ目でございます。

この中につきましては、小型船だまり計画ということで位置付けてございまして、富山高専の練習船の実習場の中の船だまりを変更するものでございます。

まず、泊地といたしまして、水深2.5メートルのものを1ヘクタールつくるということで、スクリーンの拡大図で言いますと、こちらとこちらの青い部分でございまして、合計で1ヘクタールの泊地になります。これが、新規計画でございます。

それと、物揚場という、いわゆる船着場で岸壁でございますが、こちらの方にあります、93メートルと102メートルの物揚場の延長を合わせまして、195メートルになるというものでございます。

次に、その下の3番でございます。

港湾環境施設整備計画で、富山地区の緑地でございます。ここで面積が変わるのは、0.1ヘクタールなんです、富山地区にあります休息緑地で、港湾環境施設整備に位置付けられているのは、現在、2.1ヘクタールございまして、そこから0.1ヘクタール無くなって、2ヘクタールになるのですが港湾計画書では、四捨五入して表現することになっておりまして、既定が2ヘクタールで、変更後も2ヘクタールで、同じになっています。

次に、4ページ目でございます。

土地造成計画及び土地利用計画というのは、変更後の数値しか記載してございません。こちらにございます、土地造成計画の中で、今回、新たに加わったのが、新湊地区の工業用地1ヘクタールというものでございます。これは、先ほど、富山高専のご説明のところで、水面だったところを新たに埋め立てて、0.8ヘクタールの陸地にしております。これが、工業用地1ヘクタールで、土地造成としてカウントされたものでございます。これが0.8を四捨五入して1ヘクタールという形で、ここの新湊地区のところに載っているというものでございます。残りの数値は、既存のままの数値になっております。この1の部分だけが増えているというものでございます。

それから、その下の土地利用計画でございますが、こちらをご説明するに当たっては、資料4を使って説明させていただいた方がよろしいかと思っておりますので、資料4の方を合わせてご覧ください。

資料4の8ページでございます。

資料3の、2土地利用計画を、さらに解説を加えたものが、資料4の8ページの(2)土地利用計画のところでございます。表が二つございます。下が変更前の土地利用計画で、今回の変更の手続きによって、今後はこうなりますというものが、上の表4-2-2変更後の土地利用計画でございます。

この二つの表の中を見比べていただいて、変わっているところが、まず、左側から、富山の港湾関連用地で、14.2が14.3になっております。これが0.1増えてございます。

右から3番目の列にございます富山の緑地ですが、42.6から42.5で、0.1減っております。この0.1が減って、港湾関連用地の0.1が増えております。これが先ほどご説明いたしました、この緑地の一部で福利厚生施設を建てるために、港湾関連用地に切り替えるという0.1ヘクタールで、これが、この数値の変更でございます。

それから、次に、港湾関連用地の右隣の交流厚生用地でございます。新湊の交流厚生用地で、下の表でいきますと、8.8ヘクタールが、上の表の交流厚生用地8.4ヘクタールに変わってございます。これは、こちらの交流厚生用地を、一部、水面に切り替えましたので、土地としては残り1ヘクタールになりました。これで、0.4減ってございます。これが、こちらの方の数値に表れている0.4の減少分でございます。

それから、次に、その右隣の工業用地でございますが、下の表の新湊で、411.5から420.3に増えております。一方、表の一番右側の海面処分用地ですが、これは先ほど廃棄物処理用地と呼んでいたわけでございますが、これは、途中で呼び名が変わりまして、海面処分用地という呼び名に変わっております。こちらの方が、26.5ヘクタールから18.5ヘクタールで、これが8ヘクタール減ってございます。その減った8ヘクタールが、工業用地として8ヘクタール切り替わっているというものが、この表の海面処分用地と工業用地の意味合いでございます。それと、先ほど申し上げました、土地造成計画の0.8ヘクタールを、工業用地に付け加えまして、工業用地が420.3ヘクタールということでございます。

資料4の8ページの、変更後の表から、資料3の土地利用計画の表へリンクされるわけでございますが、資料4の表4-2-2のうちの、新湊と富山の数値を、先ほど申し上げましたとおり、四捨五入いたしまして、資料3の土地利用計画の方に、切り替わっているということでございます。

例えば、新湊の交流厚生用地は、8.4のところを四捨五入して、資料3では、8ヘクタールになってございます。それから、工業用地420.3が420というふうに表示されております。或いは、海面処分用地18.5が19というふうになっております。そういうふうなことで、数値が丸くなっている関係上、こういうふうな形になっているというものでございます。

あと、資料3に戻りますが、以下についておりますのが、法定図書として位置付けられております、位置図、それから伏木富山港の新湊地区の港湾計画図と、富山地区の港湾計画図が添付されているというものでございます。

以上が、法定計画についての説明ということでございます。

最後に、この変更計画を策定するにあたって、関係機関との調整についてご説明させていただきます。

こういった形で、関係機関と協議させていただきました。意見なしということでございますが、一部機関から、実施にあたって、よく配慮してくださいというふうなことでの意見をいただいているところでございますので、今後、この計画を、現場で実施に移すに当たりましては、地元との掌握を図って、慎重に行っていきたいと考えております。

以上が今回の軽易な変更の内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

審議開始
(会長) どうもありがとうございました。大変、丁寧なご説明で分かりやすかったです。ありがとうございました。
それでは、ただいまご説明いただきました「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」につきまして、審議を始めます。
ご意見のある方は、挙手をして、ご意見を願います。
では、よろしくお願いいたします。

議案採決
(会長) ご意見はないでしょうか。
ご意見が無いようですので、会長として、統括します。
本審議会の答申としては「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」について、「適当と認める」こととしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(一同) (異議なし)

(会長) どうも、ありがとうございました。
それでは、港湾管理者におかれましては、今後ともより良いみなとづくりにつとめていただきたいということを最後にお願ひ申し上げまして、本審議会を閉会とさせていただきます。
それでは、事務局にお返しします。

審議終了
閉会 (会長) ありがとうございました。
富山県地方港湾審議会はこれで終了させていただきます。

議事録署名委員

平成27年 4月8日

雨宮洋司 

尾久彩子 